○長崎県港湾管理条例

昭和51年３月19日

長崎県条例第11号

改正　昭和57年12月25日条例第35号

昭和59年３月30日条例第19号

昭和63年３月25日条例第８号

平成元年３月28日条例第27号

平成３年３月18日条例第19号

平成４年３月30日条例第27号

平成６年７月22日条例第24号

平成６年12月22日条例第39号

平成６年12月22日条例第42号

平成７年３月17日条例第24号

平成７年７月14日条例第36号

平成８年３月22日条例第18号

平成９年３月21日条例第26号

平成９年12月19日条例第52号

平成10年８月７日条例第24号

平成11年10月19日条例第29号

平成12年３月24日条例第62号

平成13年７月19日条例第47号

平成13年12月21日条例第64号

平成14年３月27日条例第18号

平成15年３月17日条例第26号

平成16年６月25日条例第51号

平成17年３月22日条例第36号

平成17年７月19日条例第72号

平成19年３月23日条例第15号

平成21年３月24日条例第30号

平成21年７月17日条例第52号

平成22年10月８日条例第35号

平成24年３月23日条例第26号

平成24年７月20日条例第45号

平成25年12月27日条例第52号

平成27年３月24日条例第23号

平成27年７月14日条例第46号

平成28年12月27日条例第57号

平成29年３月24日条例第20号

平成29年７月21日条例第33号

平成29年10月13日条例第38号

平成30年７月13日条例第52号

平成31年３月22日条例第24号

令和２年12月25日条例第58号

注　令和２年12月から条文沿革を注記した。

〔長崎県港湾施設管理条例〕をここに公布する。

長崎県港湾管理条例

長崎県県営港湾施設管理条例（昭和25年長崎県条例第15号）の全部を改正する。

目次

第１章　総則（第１条―第３条）

第２章　使用等（第４条―第12条）

第３章　使用料等（第13条―第18条）

第４章　行為の規制（第19条―第22条）

第５章　監督処分（第23条―第28条）

第６章　港湾施設の管理の特例（第29条―第41条）

第７章　港湾の利用の制限（第42条・第43条）

第８章　雑則（第44条・第45条）

第９章　罰則（第46条―第48条）

附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）に定めるもののほか、県が管理する港湾（以下「港湾」という。）の利用及び管理に関し必要な事項を定めることにより、港湾の効率的な運営を図り、もって県民生活の向上及び地域経済の発展に資するとともに、港湾の適正な利用によって県民の安全・安心を確保することを目的とする。

（令２条例58・一部改正）

（定義）

第２条　この条例において「港湾施設」とは、法第２条第５項及び第６項に掲げる施設のうち法第34条において準用する法第12条第５項の規定に基づき、知事が公示したものをいう。

（責務）

第３条　県は、港湾を良好な状態に維持するとともに、その安全かつ効率的な利用が図られるよう港湾を管理運営するものとする。

２　県は、港湾の利用者及び国、市町その他関係機関との連携及び協力の下に、港湾が適正に利用されるよう努めなければならない。

３　港湾の利用者は、この条例及びこの条例に基づく規則並びに法その他の法令に従い、港湾の安全かつ効率的な利用に支障とならないよう努めるとともに、港湾の適正な利用によって県民の安全・安心を確保するための県の施策に協力しなければならない。

（令２条例58・一部改正）

第２章　使用等

（通常使用）

第４条　港湾施設は、当該港湾施設の目的に従い、これを使用すること（以下「通常使用」という。）ができる。

２　通常使用は、貨物の荷さばきその他の使用の目的が終了するまでの間使用の目的に必要な範囲内で行う使用（以下「一般使用」という。）及び一定の期間を限ってその期間が終了するまでの間専用的に行う使用（以下「専用使用」という。）に区分する。

（通常使用の許可）

第５条　前条の規定により、港湾施設のうち別表に掲げるものを使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

（通常使用の許可基準）

第６条　知事は、通常使用の許可の申請が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、許可をしないことができる。

(１)　申請者が、当該申請に係る港湾施設を使用するについて必要な許可その他の資格を有しないとき。

(２)　申請者が、第23条の規定により、使用の許可の取消しを受け、その取消しのあった日から起算して２年を経過しないとき。

(３)　申請に係る行為により港湾施設が損傷又は汚損されるおそれがあるとき。

(４)　当該港湾施設の能力に照らし適切でないとき。

(５)　知事が、港湾施設の効率的な利用を確保するため特に必要があると認め、岸壁、上屋、荷さばき地その他の港湾施設を指定して船舶又は貨物の種類別、航路別又は仕向け地別にその用途を定めた場合にあっては、当該定められた用途に照らし適切でないと認められるとき。

(６)　専用使用にあっては、その期間が１年を超えるとき、又はその期間が１年を超えない場合であっても当該期間が当該使用に係る港湾施設の使用の目的その他に照らし適切でないと認められるとき。

(７)　公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(８)　集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められたとき。

(９)　その他港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれがあるとき。

（令２条例58・一部改正）

（一般使用の期間）

第７条　知事は、一般使用の許可にあっては15日（岸壁及び物揚場の荷置許可にあっては５日）以内の使用期間を定めるものとする。

２　知事は、相当の理由があると認めるときは、期間を定めて前項の使用期間の延長を許可することができる。

（目的外使用の許可）

第８条　知事は、第４条の規定にかかわらず、港湾施設の目的又は用途を妨げない範囲内において、当該施設の利用、開発及び保全に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合に限り、当該施設の目的以外の目的のために行う使用（以下「目的外使用」という。）を許可することができる。

（許可の条件）

第９条　知事は、この条例の規定による許可には、港湾施設の安全かつ効率的な利用又は港湾環境の維持その他当該港湾の適正な管理のために必要な条件を付することができる。

（変更の許可）

第10条　この条例による許可を受けた者が当該許可に係る事項を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。

２　第６条及び第８条の規定は、前項の許可について準用する。

（転貸等の禁止）

第11条　この条例により許可を受けた者は、港湾施設を第三者に使用させてはならない。ただし、その施設の設置目的及び公共性を損なわない範囲で知事が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

（法に基づく占用等の手続等）

第12条　法第37条第１項又は第56条第１項の規定による許可（以下「法に基づく占用等の許可」という。）を受けようとする者は、規則で定める申請書を知事に提出しなければならない。

２　前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

(１)　申請地域及びその付近に既存の権利を有する者であって許可に重大な利害関係を有する者の承諾書

(２)　前号に掲げるもののほか、規則で定める書面

３　法に基づく占用等の許可の期間については、特別の理由があるものを除くほか、３年以内において知事が定める。

第３章　使用料等

（使用料）

第13条　港湾施設を使用する者（以下「使用者」という。）は、知事が指定する日までに別表第１に定める金額に100分の110を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）の使用料を納付しなければならない。ただし、消費税が消費税法（昭和63年法律第108号）第６条第１項の規定により非課税とされ、若しくは同法第７条第１項の規定により免除される使用又は30分及び１日を単位とする駐車場の使用に係る使用料は、同表に定める金額とする。

２　知事は、第６条第５号の用途が定められた港湾施設について、前項の金額の５割以内で規則で定める金額を使用料に加算することができる。

（使用料の特例）

第14条　知事は、定期的に又は継続して港湾施設を使用する者から徴収する通常使用の使用料については、その使用の状況及び前条第１項の規定による使用料の額を算定の基礎として月額又は年額の使用料を定めることができる。

（係船料の不徴収）

第15条　国又は地方公共団体が所有する船舶（公営企業の用に供する船舶を除く。）については、係船料は徴収しない。

（占用料及び土砂採取料の徴収等）

第16条　法第37条第１項第１号若しくは第２号又は第56条第１項の規定による占用又は土砂の採取の許可を受けた者（以下「占用者等」という。）は、別表第２又は別表第３により算出した水域及び公共空地の占用料又は土砂採取料に100分の110を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）の使用料を納付しなければならない。ただし、消費税が消費税法（昭和63年法律第108号）第６条第１項の規定により非課税とされる占用に係る水域及び公共空地の占用料は、別表第２により算出した額とする。

（使用料等の減免）

第17条　知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料並びに占用料及び土砂採取料（以下「使用料等」という。）を減額し、又は免除することができる。

(１)　国、地方公共団体その他の公共団体が公用又は公共用に供するため使用等するとき。

(２)　港湾の開発を促進し、又はその利用を増進すると認められるとき。

(３)　災害その他使用者及び占用者等（以下「使用者等」という。）の責に帰することができない理由により当該施設の全部又は一部の使用等ができないとき。

(４)　前３号に掲げる場合のほか、特別の理由があるとき。

（使用料等の還付）

第18条　既納の使用料等は、還付しない。ただし、知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、未使用期間に係る使用料等を還付することができる。

(１)　港湾計画の遂行その他公益上の理由により使用等の許可を取り消し、又は変更したとき。

(２)　災害その他使用者等の責に帰することができない理由により当該施設の使用等の開始又は継続ができないとき。

(３)　その他規則で定める理由があるとき。

第４章　行為の規制

（禁止行為）

第19条　何人も港湾内において、次に掲げる行為をしてはならない。

(１)　港湾の利用を妨げること。

(２)　港湾を損傷し、又は汚損すること。

(３)　竹木、土石、じんかい等を捨てること。

(４)　前３号に掲げるもののほか、港湾の機能を妨げる行為で知事が別に定めるもの

（行為の許可）

第20条　港湾施設内において、次に掲げる行為を行う場合は、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。

(１)　爆発物その他の危険物（港則法施行規則（昭和23年運輸省令第29号）第12条に掲げるもの）を荷役し、又は蔵置すること。

(２)　くん蒸施設を有する上屋及び倉庫以外の場所でくん蒸作業を行うこと。

（船舶等の移動命令）

第21条　知事は、港湾の適正な利用を図るため必要があると認めるときは、港湾内の船舶等の移動その他必要な措置を命ずることができる。

（令２条例58・一部改正）

（沈没物等の除去）

第22条　航路又は泊地において漂流物、沈没物その他の物件が港湾の管理に支障を及ぼすおそれがあるときは、当該物件を所有し、又は管理する者は、直ちに、知事の指示に従い当該物件を除去しなければならない。

第５章　監督処分

（許可の取消し等）

第23条　知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、この条例による許可を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は作業その他の行為の中止、貨物その他の物件の搬出、船舶若しくは車両の移動、工作物等の改築若しくは除却、作業その他の行為若しくは工作物等により生じた若しくは生ずべき障害を除去し、若しくは予防するために必要な施設の設置その他の措置をとること若しくは港湾を原状に回復することを命ずることができる。

(１)　この条例又はこの条例に基づく知事の処分に違反した者

(２)　この条例に基づく許可に付した条件に違反した者

(３)　詐偽その他不正な手段により、この条例に基づく許可を受けた者

(４)　知事が指定する期日までに使用料を納付しない者

第24条　知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例により許可を受けた者に対し前条に規定する必要な処分をし、又は必要な措置を命ずることができる。

(１)　許可に係る作業その他の行為につき、又はこれ等に係る事業を営むことにつき、他の法令の規定による行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とする場合において、これ等の処分を受けることができなかったとき、又はこれ等の処分が取り消され、若しくは効力を失ったとき。

(２)　港湾工事のため、やむを得ない必要が生じたとき。

(３)　前２号に掲げる場合のほか、港湾計画の変更、港湾施設の安全かつ効率的な利用その他公用又は公共用のため必要があると認めるとき。

２　知事は、前項第２号又は第３号に該当することにより同項の規定による処分又は命令を受けた場合において、当該処分又は命令により損失を受ける者があるときは、その者に対して通常生ずべき損失を補償するものとする。

（代執行等）

第25条　前２条の規定により、必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなく当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、知事は、その者の負担において当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

（原状回復の義務）

第26条　使用者等は、その使用若しくは占用及び土砂の採取を終ったとき又はその使用等の許可を取り消されたときは、自己の負担において、港湾施設及びその敷地を、直ちに、原状に回復し、知事に届け出なければならない。

第27条　故意又は過失により港湾施設を毀損し、又は滅失した者は、直ちに、その旨を知事に届出、自己の負担において原状に回復し、知事が指定する職員の検査を受けなければならない。ただし、知事が定める損害額を賠償して原状回復の義務を免れることができる。

（報告の徴収等）

第28条　知事は、この条例の施行に必要な限度において、この条例に基づく許可を受けた者から必要な報告を徴し、その指定する職員に当該許可に係る場所若しくは当該許可を受けた者の事務所若しくは事業場に立ち入り、当該許可に係る行為の状況若しくは工作物、帳簿、書類その他必要な物件を検査することができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第６章　港湾施設の管理の特例

（指定管理者の指定）

第29条　港湾施設のうち別表第４に掲げる施設（以下この章において「施設」という。）の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定により、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者の業務）

第30条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(１)　施設の利用の許可に関する業務

(２)　施設の利用に係る利用料金に関する業務

(３)　施設及びその附属設備の維持及び修繕に関する業務

(４)　前３号に掲げるもののほか、施設の運営に関して知事が必要と認める業務

（指定管理者の指定の手続）

第31条　第29条の規定による指定を受けようとするものは、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に対しその定める時期までに提出しなければならない。

(１)　施設の管理に関する事業計画書

(２)　前号に掲げるもののほか、規則で定める書類

（指定管理者の指定の基準）

第32条　知事は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補を選定し、議会の議決を経て指定管理者の指定をするものとする。

(１)　事業計画書等の内容が、住民の平等な利用を確保できるものであること。

(２)　事業計画書等の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。

(３)　指定を受けようとするものが有する物的能力及び人的能力が、事業計画書に沿った施設の管理を安定して行うことができるものであること。

（指定管理者の指定の取消し等）

第33条　知事は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(１)　管理の業務又は経理の状況に関する知事の指示に従わないとき。

(２)　前条各号に掲げる基準を満たさなくなったと認めるとき。

(３)　前２号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。

２　知事は、前項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止期間が終了するまでの間、自ら施設の管理を行うものとする。

３　前項の規定により知事が管理を行う場合の当該施設に係る使用料の金額は、当該指定管理者の指定を取り消し、又は業務の停止を命じたときの直前において、第37条第２項の規定に基づき定めた利用料金の金額とする。

（利用の許可等）

第34条　施設を利用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。

２　指定管理者は、前項の許可を受けようとする者の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用の許可をしないことができる。

(１)　公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(２)　集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(３)　施設及びその附属設備を毀損し、又は汚損するおそれがあると認められるとき。

(４)　前３号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があると認められるとき。

３　指定管理者は、第１項の許可に、施設の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

４　第１項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その権利を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は許可を受けた場所の全部若しくは一部を転貸してはならない。

（令２条例58・一部改正）

（利用の許可の取消し及び利用の中止）

第35条　指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又はその利用を中止させることができる。

(１)　その利用が前条第２項各号のいずれかに該当することが明らかになったとき。

(２)　前条第３項の規定による条件に違反したとき。

(３)　前条第４項の規定に違反したとき。

(４)　虚偽その他不正な行為により前条第１項の許可を受けたとき。

(５)　公益上やむを得ない事由が生じたとき。

（利用許可事項の変更）

第36条　利用者は、第34条第１項の規定により許可を受けた事項を変更し、又はその利用を中止しようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。

（利用料金）

第37条　利用者は、その利用に係る利用料金を納めなければならない。

２　指定管理者は、この条例の定めるところにより、利用料金を定めるものとする。

３　指定管理者は、利用料金を定める場合は、あらかじめ、知事の承認を受けなければならない。これを変更しようとする場合も、同様とする。

４　知事は、前項の規定により承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用料金が施設と規模、形態等において類似の施設の同種料金と比較して、均衡のとれたものであると認めるときは、承認をするものとする。

５　利用料金は、指定管理者の収入とする。

（利用料金の減免）

第38条　指定管理者は、公益上その他特別の理由があると認められるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（利用料金の還付）

第39条　指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(１)　第35条第５号の規定に該当することを理由として、同条の規定により利用の許可を取り消され、又はその利用を中止されたとき。

(２)　利用者の責めに帰することができない理由により、第36条の規定による施設の利用の変更又は中止に係る承認を受けたとき。

（原状回復）

第40条　利用者は、施設の利用を終了したとき又は第35条の規定により利用の許可を取り消され、若しくはその利用を中止されたときは、速やかに原状に回復しなければならない。

（損害賠償等）

第41条　施設及びその附属設備を毀損し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

第７章　港湾の利用の制限

（令２条例58・追加）

（情報の提供の求め）

第42条　知事は、港湾区域に船舶を入港させようとする者に対し、規則で定めるところにより、必要な情報の提供を求めることができる。

（令２条例58・追加）

（利用の制限）

第43条　知事は、第６条、第８条、第10条、第20条及び第34条から第36条までの規定にかかわらず、船舶の入港により、県民の生命、身体若しくは財産その他県民生活の安全が害されるおそれがある場合又は県民を著しく不安にさせる場合は、港湾の利用を制限することができる。

（令２条例58・追加）

第８章　雑則

（令２条例58・旧第７章繰下）

（船舶の入出港届）

第44条　知事は、大型船舶（総トン数500トン以上の船舶をいう。次項において同じ。）が港湾区域に入港したとき、又は港湾区域から出港しようとするときは、規則で定めるところにより入港届又は出港届を提出させることができる。

２　知事は、大型船舶を県が管理する係留施設以外の係留施設に係留させ、又は私有の船きよ若しくは船台に出入させようとする者から、規則で定めるところにより、その旨を届け出させることができる。

（令２条例58・旧第42条繰下）

（規則への委任）

第45条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（令２条例58・旧第43条繰下）

第９章　罰則

（令２条例58・旧第８章繰下）

（罰則）

第46条　詐偽その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の５倍に相当する金額（当該５倍に相当する金額が５万円を超えないときは、５万円とする。）以下の過料を科する。

（令２条例58・旧第44条繰下）

第47条　次の各号のいずれかに該当する者については、５万円以下の過料を科する。

(１)　第５条、第８条又は第10条の規定による許可を受けないで港湾施設を使用した者

(２)　第９条の規定による許可の条件に違反した者又は第11条の規定に違反した者

(３)　第19条又は第20条の規定に違反した者

(４)　第21条、第23条又は第24条の規定に基づく知事の命令に従わなかった者

(５)　第22条の規定に基づく知事の指示に従わなかった者

(６)　第28条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定に基づく検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

（令２条例58・旧第45条繰下）

（過怠金）

第48条　詐偽その他不正の行為により第16条に規定する占用料及び土砂採取料の徴収を免れた者からは、その徴収を免れた金額の５倍に相当する金額以下の過怠金を徴収する。

（令２条例58・旧第46条繰下）

附　則

（施行日）

１　この条例は、昭和51年５月１日から施行する。

（廃止）

２　次に掲げる条例は、廃止する。

(１)　長崎港管理条例（昭和27年長崎県条例第61号）

(２)　産業施設整備工事による港湾施設占用条例（昭和27年長崎県条例第３号）

（経過措置）

３　この条例の施行前に、改正前の長崎県県営港湾施設管理条例（昭和25年長崎県条例第15号。以下「改正前の条例」という。）又は長崎港管理条例の規定によりなされた許可は、当該許可期間満了の日までは、この条例の規定によりなされた許可とみなす。

４　この条例の施行前に、改正前の条例又は長崎港管理条例の規定によりなされた許可の申請は、この条例の規定によりなされた許可の申請とみなす。

５　この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に港湾施設の使用の許可を受けた者に係る使用料について適用し、この条例の施行の日前に港湾施設の使用の許可を受けている者に係る使用料については、当該許可期間満了の日までは、なお従前の例による。

６　この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（昭和57年条例第35号）

この条例は、公布の日の翌日から起算して30日を経過した日から施行する。

附　則（昭和59年条例第19号）

この条例は、昭和59年５月１日から施行する。

附　則（昭和63年条例第８号）

（施行期日）

１　この条例は、昭和63年５月１日から施行する。

（使用料の特例措置）

２　漁船にかかる使用料については、当分の間、なお従前の例による。

附　則（平成元年条例第27号）

この条例は、平成元年５月１日から施行する。

附　則（平成３年条例第19号）

この条例は、平成３年５月１日から施行する。

附　則（平成４年条例第27号）

この条例は、平成４年５月１日から施行する。

附　則（平成６年条例第24号）

この条例は、平成６年９月１日から施行する。

附　則（平成６年条例第39号）

１　この条例は、平成７年２月１日から施行する。

２　この条例の施行前にした行為に対する過料に関する規定の適用については、なお従前の例による。

附　則（平成６年条例第42号）

この条例は、平成７年１月23日から施行する。

附　則（平成７年条例第24号）

この条例は、平成７年７月１日から施行する。

附　則（平成７年条例第36号）

この条例は、公布の日から起算して４月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成７年規則第69号で平成７年11月１日から施行）

附　則（平成８年条例第18号）

この条例は、平成８年５月１日から施行する。

附　則（平成９年条例第26号）

この条例は、平成９年５月１日から施行する。

附　則（平成９年条例第52号）

この条例は、平成10年２月１日から施行する。

附　則（平成10年条例第24号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成10年規則第45号で平成10年11月１日から施行）

附　則（平成11年条例第29号）

この条例は、公布の日の翌日から起算して30日を経過した日から施行する。

附　則（平成12年条例第62号）

この条例は、平成12年４月１日から施行する。

附　則（平成13年条例第47号）

この条例は、平成13年８月１日から施行する。ただし、別表第１その１の表に19の項及び20の項を加える改正規定は、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成13年規則第59号で平成13年９月１日から施行）

附　則（平成13年条例第64号）

この条例は、公布の日の翌日から起算して30日を経過した日から施行する。

附　則（平成14年条例第18号）

この条例は、公布の日の翌日から起算して30日を経過した日から施行する。

附　則（平成15年条例第26号）

この条例は、公布の日の翌日から起算して30日を経過した日から施行する。

附　則（平成16年条例第51号）

この条例は、平成16年７月17日から施行する。

附　則（平成17年条例第36号）

この条例は、公布の日の翌日から起算して30日を経過した日から施行する。

附　則（平成17年条例第72号）

この条例は、平成18年４月１日から施行する。ただし、この条例による改正後の長崎県港湾管理条例第29条から第32条までの規定（指定管理者の指定の手続に関する部分に限る。）及び第42条の規定並びに第７章及び第８章の規定は、公布の日から施行する。

附　則（平成19年条例第15号）

この条例は、平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成21年条例第30号）

この条例は、平成21年４月１日から施行する。

附　則（平成21年条例第52号）

この条例は、港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第５項の規定に基づき、知事が公示した日から施行する。

附　則（平成22年10月８日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第１及び別表第４の改正規定は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成23年規則第５号で平成23年４月１日から施行）

附　則（平成24年３月23日条例第26号）

この条例は、公布の日の翌日から起算して30日を経過した日から施行する。

附　則（平成24年７月20日条例第45号）

この条例は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成24年規則第29号で平成24年８月９日から施行）

附　則（平成25年12月27日条例第52号）

この条例は、平成26年４月１日から施行する。ただし、第２条の規定による長崎県営港湾ターミナルビル条例別表の改正部分は、公布の日から施行する。

附　則（平成27年３月24日条例第23号）

この条例は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成27年７月14日条例第46号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第１条の別表第１及び別表第４の改正規定並びに第２条の規定は、公布の日から起算して１年を越えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成28年規則第７号で平成28年４月１日から施行）

（準備行為）

２　第１条の規定による改正後の長崎県港湾管理条例第31条及び第32条の規定に基づく指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続きその他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附　則（平成28年12月27日条例第57号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成29年３月24日条例第20号）

この条例は、平成29年５月１日から施行する。

附　則（平成29年７月21日条例第33号）

この条例は、平成29年９月１日から施行する。

附　則（平成29年10月13日条例第38号）

この条例は、平成30年１月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、平成32年１月１日から施行する。

附　則（平成30年７月13日条例第52号）

（施行期日）

１　この条例は、平成30年９月１日から施行する。ただし、第２条及び附則第３項の規定は、公布の日から起算して１年を越えない範囲内において規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

（平成31年規則第４号で平成31年４月１日から施行）

（準備行為）

２　第２条の規定による改正後の長崎県港湾管理条例別表第４に掲げる施設に係る同条例第31条及び第32条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

（長崎港プロムナード管理条例の廃止）

３　長崎港プロムナード管理条例（平成10年長崎県条例第９号）は、廃止する。

附　則（平成31年３月22日条例第24号）

この条例は、平成31年10月１日から施行する。

附　則（令和２年12月25日条例第58号）

この条例は、令和３年１月１日から施行する。

別表第１（第13条関係）

その１　通常使用

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 港湾施設 | 区分 | 単位区分 | | 料金（単位　円） | | 備考 |
| 長崎港 | その他の港 |
| 1　岸壁、桟橋（浮桟橋を含む。）及び物揚場 | 係船料 | 1（漁船） | |  |  | プレジャーボートとは、漁船、作業船又は起重機船等の特殊船、業務用船舶及び国又は地方公共団体が所有する船舶を除く船舶 |
| 係留1回、24時間までごと、総トン数1トンにつき | | 2.00 | 1.50 |
| 2（総トン数50トン未満の船舶） | |  |  |
| 係留1回、24時間までごと、総トン数1トンにつき | | 3.42 | 2.78 |
| 3（総トン数50トン以上の船舶） | |  |  |
| 係留1回、24時間までごと、総トン数1トンにつき | | 4.20 | 3.20 |
| 4（作業船、起重機船等の特殊船） | |  |  |
| 係留1回、24時間までごと、船舶の長さ1メートルにつき | | 78 | 67 |
| 5（定期航路船） | |  |  |
| 係留1回、2時間未満、総トン数1トンにつき | | 1.81 | 1.56 |
| 係留1回、2時間以上24時間までごと、総トン数1トンにつき | | 2.49 | 2.17 |
| 6（外航船舶）（客船に限る。） | | 7.20 | ― |
| 係留1回、24時間までごと、総トン数1トンにつき | |  |  |
| 7（プレジャーボート） | |  | |
| 係留1回、24時間までごと、船舶の長さ1メートルにつき | | 25円以内で知事が定める額 | |
| 荷置料 | （一般使用） | |  |  |  |
| 5日まで、1日1平方メートルにつき | | 3.83 | 2.79 |
| 6日以上、1日1平方メートルにつき | | 4.97 | 3.83 |
| 車両通過料 | 1台1回につき | |  |  | 車両通過料については、船舶に積み込む車両に限る。 |
| リヤカー、二輪自動車又は自転車（原動機付自転車を含む。） | | 21 | 16 |
| 長さ5メートル未満の自動車 | | 32 | 27 |
| 長さ5メートル以上の自動車 | | 37 | 32 |
| 骨材積出施設使用料 | 1台1回につき | | 116 | ― |  |
| 2　係船くい | 係船料 | 係留1回、24時間までごと、総トン数1トンにつき | | 4.35 | ― |  |
| 3　航送船施設 | 係船料 | 係留1回、総トン数1トンにつき | | 2.30 | 2.30 | 可動橋の操作を必要としない施設の係船料は、2分の1とする。 |
| 車両通過料 | 1台1回につき | |  |  |  |
| 二輪自動車又は原動機付自転車 | | 21 | 21 |
| 長さ5メートル未満の自動車 | | 32 | 32 |
| 長さ5メートル以上10メートル未満の自動車 | | 37 | 37 |
| 長さ10メートル以上の自動車 | | 42 | 42 |
| 4　係船浮標 | 係船浮標使用料 | 総トン数1,000トン未満の船舶　係留1回、24時間までごとに | | 1,890 | ― | 作業船、起重機船等の特殊船は、1,000トン未満の船舶とみなす。 |
| 総トン数1,000トン以上3,000トン未満の船舶 | | 2,790 | ― |
| 同 | |  |  |
| 総トン数3,000トン以上5,000トン未満の船舶 | | 4,280 | ― |
| 同 | |  |  |
| 総トン数5,000トン以上1万トン未満の船舶 | | 5,970 | ― |
| 同 | |  |  |
| 総トン数1万トン以上2万トン未満の船舶 | | 9,060 | ― |
| 同 | |  |  |
| 総トン数2万トン以上3万トン未満の船舶 | | 11,290 | ― |
| 同 | |  |  |
| 総トン数3万トン以上5万トン未満の船舶 | | 16,260 | ― |
| 同 | |  |  |
| 総トン数5万トン以上の船舶 | | 18,540 | ― |
| 同 | |  |  |
| 5　上屋 | 元船上屋使用料 | 1　（一般使用） | |  |  |  |
| 貨物搬入の日から15日以内　1日1平方メートルにつき | | 16.7 | ― |
| 貨物搬入の日から16日以上　1日1平方メートルにつき | | 22.5 | ― |
| 2　（事務室） | |  |  |
| 1月1平方メートルにつき | | 1,539 | ― |
| 燻蒸上屋使用料 | （A室） | |  |  |  |
| 1日につき | | 31,110 | ― |
| （B室） | |  |  |
| 1日につき | | 63,150 | ― |
| 荷捌上屋使用料 | 1日1平方メートルにつき | | 9.27 | ― |  |
| コンテナ用荷捌上屋使用料 | 1日1平方メートルにつき | | 17.11 | ― |  |
| 福江港大波止新上屋使用料 | 1　（一般使用） | |  |  |  |
| 貨物搬入の日から15日以内　1日1平方メートルにつき | | ― | 13.9 |
| 貨物搬入の日から16日以上　1日1平方メートルにつき | | ― | 18.8 |
| 2　（事務室） | |  |  |
| 1月1平方メートルにつき | | ― | 724 |
| 上記以外の上屋使用料 | 1　（一般使用） | |  |  | 船積み又は船卸の外貿貨物は、貨物搬入の日から3日以内無料とする。 |
| コンクリート鉄骨造 | 貨物搬入の日から15日以内　1日1平方メートルにつき | 6.5 | 5.4 |
| 貨物搬入の日から16日以上　1日1平方メートルにつき | 8.8 | 7.7 |
| 木造その他 | 貨物搬入の日から15日以内　1日1平方メートルにつき | 5.5 | 4.4 |
| 貨物搬入の日から16日以上　1日1平方メートルにつき | 6.5 | 5.4 |
| 2　（専用使用） | |  |  |
| コンクリート鉄骨造 | 1月1平方メートルにつき | 238 | 197 |
| 木造その他 | 1月1平方メートルにつき | 197 | 166 |
| 6　荷捌地 | 荷捌地使用料 | （一般使用） | |  |  |  |
| 未舗装 | 15日まで、1日1平方メートルにつき | 2.00 | 1.50 |
| 16日以上、1日1平方メートルにつき | 3.00 | 2.00 |
| 舗装 | 15日まで、1日1平方メートルにつき | 3.04 | 2.29 |
| 16日以上、1日1平方メートルにつき | 3.25 | 2.44 |
| 7　野積場 | 野積場使用料 | （一般使用） | |  |  |  |
| 未舗装 | 15日まで、1日1平方メートルにつき | 2.00 | 1.50 |
| 16日以上、1日1平方メートルにつき | 3.00 | 2.00 |
| 舗装 | 15日まで、1日1平方メートルにつき | 3.04 | 2.29 |
| 16日以上、1日1平方メートルにつき | 3.25 | 2.44 |
| 砂置場 | 1日1平方メートルにつき | 6.80 | 5.23 | 「砂置場」とは、ブロック及びフェンスに囲まれた砂等を専ら保管する施設をいう。 |
| コンテナヤード使用料 | 1日1平方メートルにつき | | 8.33 | ― |  |
| 8　倉庫 | 倉庫使用料 | 1月1平方メートルにつき | | 197 | 166 |  |
| 9　事務室 | 事務室使用料 | 1月1平方メートルにつき | | 414 | ― |  |
| 10　荷役機械 | フォークリフト使用料 | 1台1時間までごとに | | 8,150 | ― | 使用時間30分以下の端数を生じた場合は、当該使用時間につき1時間の使用料の半額を徴収する。 |
| ストラドルキャリア使用料 | 1台1時間までごとに | | 17,630 | ― |
| タイヤマウント式クレーン使用料 | 1台1時間までごとに | | 23,980 | ― |
| ガントリークレーン使用料 | 1台1時間までごとに | | 42,920 | ― |
| 11　プレジャーボート用特定係留施設 | 係船料 | （専用使用）  1隻1日船舶の長さ1メートルにつき | | 25円以内で知事が定める額 | |  |
| 12　揚降施設 | 大村港小型船舶揚降施設使用料 | 揚艇又は降艇1回につき | |  |  |  |
| 長さ6メートル以下の船舶 | | ― | 1,300 |
| 長さ6メートルを超え11メートル以下の船舶 | | ― | 1,500 |
| 長さ11メートルを超える船舶 | | ― | 1,800 |
| 13　給電施設 | 冷凍コンセント使用料 | 1口1時間までごとに | | 350 | ― |  |
| 14　臨港交通施設 | 県営常盤駐車場使用料 | 自動車1台につき | |  |  | 30分を単位とする駐車場使用料については、使用時間24時間までごとの上限額を2,880円（バスは2,400円）とする。 |
| 1　30分につき | |  |  |
| 昼間（午前8時から午後8時まで） | | 120 | ― |
| 夜間（午後8時から午前8時まで） | | 60 | ― |
| 2　1月につき | | 17,470 | ― |
| バス1台につき | |  |  |
| 30分につき | |  |  |
| 昼間（午前8時から午後8時まで） | | 600 | ― |
| 夜間（午後8時から午前8時まで） | | 300 | ― |
| 島原港駐車場使用料 | 自動車1台につき | |  |  | 使用時間24時間までごとの上限額を800円とする（2に掲げる場合を除く。）。 |
| 1　1時間を超え1時間30分以内 | |  |  |
| 昼間（午前8時から午後8時まで） | | ― | 150 |
| 夜間（午後8時から午前8時まで） | | ― | 90 |
| 1時間30分を超え30分までごとに | |  |  |
| 昼間（午前8時から午後8時まで） | | ― | 50 |
| 夜間（午後8時から午前8時まで） | | ― | 30 |
| 2　1月につき | | ― | 5,000 |
| 福江港駐車場使用料 | 自動車1台につき | |  |  | 使用時間24時間までごとの上限額を500円とする。 |
| 1時間を超え1時間30分以内 | |  |  |
| 昼間（午前8時から午後8時まで） | | ― | 150 |
| 夜間（午後8時から午前8時まで） | | ― | 90 |
| 1時間30分を超え30分までごとに | |  |  |
| 昼間（午前8時から午後8時まで） | | ― | 50 |
| 夜間（午後8時から午前8時まで） | | ― | 30 |
| 15　泊地 | 泊地使用料 | 1（プレジャーボート） | |  | |  |
| 係留1回、24時間までごと、船舶の長さ1メートルにつき | | 20円以内で知事が定める額 | |
| 2（漁船） | |  |  |
| 係留1回、24時間までごと、総トン数1トンにつき | | 1.60 | 1.20 |
| 3（その他の総トン数50トン未満の船舶） | |  |  |
| 係留1回、24時間までごと、総トン数1トンにつき | | 2.74 | 2.22 |
| 4（その他の総トン数50トン以上の船舶） | |  |  |
| 係留1回、24時間までごと、総トン数1トンにつき | | 3.36 | 2.56 |

その２　目的外使用

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 湾港施設 | 区分 | | 単位区分 | | 料金（単位　円） | | 備考 |
| 長崎港 | その他の港 |
| 港湾施設用地 | 港湾施設用地使用料 | 1　広告塔、看板、電柱その他これらに類するもの及び水管、下水道管、ガス管その他の事業用各種管類 | この項の使用料は、長崎県道路占用料徴収条例（昭和43年長崎県条例第18号）第2条に規定する占用料の例により算出した額とする。ただし、電柱類については電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）別表第1に規定する土地等の使用の対価の例により算出した額とする。 | | | | 1　使用目的が2以上に係るときは、高額の使用料による。  2　長崎県道路占用料徴収条例の例による場合においては、同条例別表の占用物件の欄に掲げる占用物件の種類に応じ、長崎港にあっては同表の第3級地の欄に掲げる金額を適用し、その他の港にあっては同表の第5級地の欄に掲げる金額を適用する。 |
| 2　物干場及び物置場 | 1平方メートル | 1月 | 157 | 114 |
| 3　構築物（仮設構築物を含む。） | 1平方メートル | 1年 | 近傍地価に100分の6を乗じて得た額の範囲内で知事が定める額（その額が区分の2物干場及び物置場の料金に12を乗じて得た額に満たないときは、当該乗じて得た額） | |
| 4　プレジャーボート | 船舶の長さ1メートル | 1日 | 20円以内で知事が定める額 | |
| 5　その他 |  |  | 知事がその都度定める額 | |

備考　この表においては、次により使用料の額を算定する。

１　１トン、１メートル、１平方メートル又は１日を単位とするものにあって、その使用が単位未満であるとき若しくは単位未満の端数が生じたときは、各々１トン、１メートル、１平方メートル又は１日とする。

２　１年を単位とするものにあって、その使用が１年未満であるとき若しくは１年未満の端数が生じたときは、月割計算とし、その月の数が１月未満のものは、１月とする。

３　１月を単位とするものにあって、その使用が１月未満であるとき若しくは１月未満の端数を生じたときは、１月を30日とした日割計算とする。

４　算定した使用料の額に10円未満の端数を生じたときは、10円とする。ただし、目的外使用については、算定した使用料の額に100円未満の端数を生じたときは、100円とする。

別表第２　水域及び公共空地の占用料（第16条関係）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 占用物件の種別 | 区分 | 単位区分 | | 料金（単位円） | | 備考 |
| 長崎港 | その他の港 |
| 1　広告塔、電気、ガス及び水道等施設 | 広告塔、看板、電柱その他これらに類するもの及び水管、下水道管、ガス管その他の事業用各種管類 | この項の占用料は、長崎県道路占用料徴収条例第2条に規定する占用料の例により算出した額とする。ただし、電柱類については電気通信事業法施行令別表第1に規定する土地等の使用の対価の例により算出した額とする。 | | | | 1　港湾法第56条による港湾については、その他の港の料金を適用する。  2　長崎県道路占用料徴収条例の例による場合においては、同条例別表の占用物件の欄に掲げる占用物件の種類に応じ、長崎港にあっては同表の第3級地の欄に掲げる金額を適用し、その他の港にあっては同表の第5級地の欄に掲げる金額を適用する。  3　1メートル、1平方メートル又は1日を単位とするものであって、その占用が単位未満であるとき又は単位未満の端数が生じたときは、それぞれ1メートル、1平方メートル又は1日とする。  4　1年を単位とするものであって、その占用期間が1月以上1年未満であるとき又は1年未満の端数を生じたときは、月割計算とし、期間に1月未満の端数を生じるときは、1月とする。  5　占用期間が1月未満の場合にあっては年額で定めるものについては、日割計算とし、月額で定めるものについては、1月を30日とした日割計算を行う。  6　料金の確定金額が100円未満であるとき又は100円未満の端数を生じたときは、これを100円とする。 |
| 2　土木建設鉱工業施設 | 仮設工作物 | 1平方メートル | 1年 | 150 | 100 |
| 材料置場 | 1平方メートル | 1年 | 120 | 80 |
| 3　漁業用施設 | 漁業用工作物 | 1平方メートル | 1年 | 60 | 40 |
| 4　港湾施設 | 泊地（水面のままで利用する場合） | 1平方メートル | 1年 | 65 | 45 |
| 外かく施設 |  |  |  |  |
| 防波堤 | 1平方メートル | 1年 | 40 | 25 |
| 係留施設 |  |  |  |  |
| 桟橋、浮桟橋 | 1平方メートル | 1年 | 105 | 70 |
| ドルフィン | 1平方メートル | 1年 | 105 | 70 |
| 物揚場、渡船場、けい船場 | 1平方メートル | 1年 | 105 | 70 |
| 5　娯楽施設 | 貸ボート | 1隻 | 1年 | 550 | 350 |
| 露天、貸座敷、仮設興業場 | 1平方メートル | 1日 | 20 | 15 |
| 6　上記以外の施設 | 物干場 | 1平方メートル | 1年 | 80 | 50 |
| 浮ドック | 1平方メートル | 1年 | 115 | 65 |
| 荷役機械等 | 1平方メートル | 1年 | 105 | 55 |
| 船揚場、船台等 | 1平方メートル | 1年 | 105 | 55 |
| チェーン・ワイヤー等 | 1メートル | 1年 | 65 | 35 |
| 架空線 | 1メートル | 1年 | 65 | 35 |
| 7　その他 | 知事がその都度定める額 | | | | |

別表第３　土砂採取料（第16条関係）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 品目 | 単位 | 単価（円） | 品目の寸法 | 備考 |
| 1　土砂 | 1立方メートル | 94 |  | 1　1件が1立方メートル又は1件に1立方メートル未満の端数があるときは、それぞれ1立方メートルとして計算する。  2　算出された総額が100円未満であるとき又は100円未満の端数が生じるときは、それぞれ100円とする。 |
| 2　砂利 | 1立方メートル | 139 |  |
| 3　栗石 | 1立方メートル | 131 | 径　10センチメートル以内 |
| 4　玉石 | 1立方メートル | 70 | 径　15センチメートル以内 |
| 5　野面石 | 1個 | 60 | 径　30センチメートル  控　45センチメートル以内 |
| 6　割石 | 1個 | 60 | 径　50センチメートル以内 |
| 7　転石 | 1個 | 82 | 径　50センチメートル以上 |
| 8　その他 | 知事がその都度時価により定める額 | | |

別表第４（第29条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 港湾名 | 港湾施設の種類 | 港湾施設の名称 |
| 長崎港 | 緑地及び駐車場 | 常盤・出島緑地及び県営常盤南駐車場 |
| 緑地 | 松が枝緑地 |
| 広場 | 元船広場、ドラゴンプロムナード、プラタナス広場及び三角広場 |
| 旅客施設及び駐車場 | 長崎港元船ターミナルビル |
| 長崎港松が枝国際ターミナルビル |
| 松が枝国際ターミナル第2ビル |
| 浮桟橋、物揚場、船揚場、上下架施設、船舶保管施設、船舶修理施設、マリーナ環境整備施設、緑地、駐車場及び臨港道路 | 福田マリーナ |
| 浮桟橋 | 長崎出島ハーバー |
| 早岐港 | 浮桟橋、船揚場、船舶保管施設、船舶修理施設、管理棟及び駐車場 | ハウステンボスマリーナ |
| 突堤、浮桟橋、旅客施設、広場、駐車場及び臨港道路 | ハウステンボスハーバー |